

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年6月27日（平成28年（行情）諮問第441号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（行情）答申第621号）

事件名：平成27年司法試験運営責任者注意事項等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書4（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月1日付け法務省人試第39号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

具体的にいかなる理由により、個別の不開示部分が6号の不開示情報に該当するかが分からないから、これを明らかにしてもらうために異議申立てをする。

（2）意見書

最高裁は、異議申立人に対し、平成26年12月19日付けで、①裁判所職員採用試験の筆記試験の実施要領（資料2の1 添付略）の全部、及び②裁判所職員採用試験の人物の実施要領（資料2の2 添付略）の相当部分を開示した。（資料1 添付略）

しかし、このことによって裁判所職員採用試験の実施事務の適正な遂行になんらの支障も発生していない。

よって、本件文書の不開示部分の相当部分は、不開示情報に該当しないといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）司法試験制度について

ア 司法試験の概要

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士とする者に必要な学識及びそ

の応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である（司法試験法1条1項）。

司法試験の受験資格者は、法科大学院を修了した者、又は、司法試験予備試験に合格した者であり、これらの者が受験資格を取得してから最初の4月1日から5年を経過するまでの間、司法試験を受験することができる（同法4条1項）。

司法試験は、毎年1回、5月中旬頃に実施され、短答式試験と論文式試験による筆記の方法で行われる（同法2条1項）。

イ 司法試験の運営体制の概要

司法試験に関する事項を適正に管理するために、国家行政組織法8条及び司法試験法12条1項の規定に基づき、法務省の所轄の下に、委員7名から構成される司法試験委員会が置かれ、司法試験委員会において、司法試験の実施に関する事務等をつかさどる（同法12条2項）。

司法試験委員会の庶務は、法務省大臣官房人事課が行うとされており（司法試験委員会令7条）、同課所属の法務省職員において、司法試験委員会の庶務を行っている。

ウ 平成27年司法試験の実施状況

平成27年司法試験は、同年5月13日、14日、16日、17日の4日間にわたり、全国7試験地において実施されており、開始初日から3日間にわたり論文式試験が実施され、最終日に短答式試験が実施された。

平成27年司法試験においては、例年の司法試験実施業務と同様、法務省職員の指揮監督の下、司法試験実施委託業務を一般競争入札手続によって落札した委託業者から派遣される試験運営担当者によって、試験業務が実施運営された。

全国7試験地10か所に設けられた各試験場においては、法務省職員である法務省責任者及び法務省副責任者の指揮監督の下で、試験運営担当者である運営責任者、運営責任者を補佐する運営副責任者、及び、相当数の試験実施員によって試験業務が実施運営されている。この試験実施員は、試験事務室の試験業務に従事する会場係員、会場入口から試験室への受験者の誘導を行う会場整理員、個々の試験室の責任者として試験を監督する監督員、及び、監督員の指揮を受けて試験監督の補助を行う監督補助員で構成されている。

(2) 本件対象文書の一部を不開示とした理由について

ア 本件対象文書

異議申立人は、平成28年2月1日付け同人作成に係る行政文書開示請求書において、「司法試験会場の運営に関するマニュアル（最新版）」の開示を求めている。

上記（１）のア記載のとおり、司法試験は毎年実施されており、試験実施事務委託業者においては、毎年、実施事務に従事する者らの参考に供するため、監督上の注意事項等を記載した実施運営に関する要領を作成している。しかし、平成２８年司法試験については、上記開示請求時点においてまだ試験実施準備の段階であったことから、かかる文書は作成されていなかったものである。

そこで、本件対象文書として、平成２７年司法試験における試験場での実施運営に関する要領である「平成２７年司法試験運営責任者注意事項」と題する文書（文書１）、「平成２７年司法試験試験事務室実施要領」と題する文書（文書２）、「平成２７年司法試験実施要領」と題する文書（文書３）及び「平成２７年司法試験実施要領【資料集】」と題する文書（文書４）の４文書と特定した上、平成２８年３月１日、その一部を開示する旨の決定を行った。

イ 本件対象文書の一部を不開示とした理由

文書１ないし４は、司法試験実施業務に従事する者の実施要領が記載されているところ、不開示とした部分には、関係者以外には知り得ない情報であって、これを公にした場合、試験時間の管理や試験問題等の管理等につき支障を及ぼす試験妨害行為を容易にする情報、又は、カンニング等の不正行為を容易にする情報が記載されている。すなわち、不開示とした部分には、これを公にすると、試験の公正性・公平性が害される危険を招き、司法試験に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなど司法試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法５条６号本文及び同号イ該当）情報が記載されていることから、当該情報が記載されている部分を不開示としたものである。

これに対して、異議申立人は、「具体的にいかなる理由により、個別の不開示部分が６号の不開示情報に該当するかが分からない」旨主張し、本件異議申立てを行っているところ、以下詳述するとおり、同主張に理由はない。

（３）異議申立人の主張に理由がないことについて

ア 試験妨害行為や不正行為の防止の必要性、状況に応じた迅速かつ適切な対処の必要性について

司法試験は、上記（１）のア記載のとおり、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、厳格な公正性・公平性の確保が求められている。

そして、試験実施の公正性・公平性を確保するためには、厳格な試験時間の管理、及び、試験問題等の管理を行うことが必要不可欠であるところ、かかる管理を妨害し試験の円滑な進行を妨げるような試験妨害行

為を防止する必要性が極めて大きい。また、当然ながらカンニングなどの不正行為を看過すれば、試験結果の公正性・公平性を保つことはできないのであって、かかる不正行為を防止する必要性も極めて大きい。

このような試験妨害行為や不正行為の防止は、いずれの試験でも要請されるところではあるが、法曹となるために必要な学識及びその応用能力の判定を行うことを目的とする国家試験である司法試験においては、とりわけ強く要請されている（司法試験法10条等）。

また、試験実施に際しては、多数の受験者からの質問への対応、突発的事態への対応等を含め、実際に生じた様々な事象に応じた対応が必要となるところ、そのような様々な場面における対応を要領として事前に一律に文書化することには限界があり、個々の状況に応じた迅速かつ適切な対処が必要である。

イ 文書1について

文書1は、各試験場に派遣される法務省責任者及び法務省副責任者、及び、各試験場における試験実施業務の総括責任者である運営責任者、及び、運営責任者を補佐する運営副責任者（以下これらの者を「運営責任者等」という。）が行うべき事項について説明した実施要領である。

（ア）表紙について

文書1ないし4の表紙は、使用者の属性を一見して特定できるようにそれぞれ異なる色彩・形状とする工夫が施されており、試験当日、運営責任者等が各試験場において行動する際、これを所持していることをもって関係者であり、かつその属性を示す物品の一つとしても用いられており、言わば身分証代わりとしても用いられている意味合いのあるものである。

そのため、文書1の表紙を公にすることとなれば同様の形状の表紙を用いた冊子を携行することによって関係者になりすますことが可能となり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、試験場内で関係者のみが立ち入ることのできる場所へ出入りすることが可能となる。

したがって、文書1の表紙は、これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ、試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条6号本文及び同号イに該当する情報である。

（イ）目次の不開示部分について

文書1の目次の不開示部分は、運営責任者等において各段階で行う準備作業の詳細及び試験当日に行われる諸手続の標目を記載しているところ、これを公にすることとなれば、運営責任者等がどのような準備・行動を行っているかその概要が明らかとなり、予めどのような事態を想定して対応策を定めているかが明らかとなる。となれば、試験

妨害行為や不正行為をもくろむ者が、運営責任者等の動静を把握してその隙に乗じることにより、これらの行為に及ぶことを容易ならしめることとなる。以上のとおり、目次の不開示部分は、試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する情報である。

(ウ) 本文の不開示部分について

文書1の本文の不開示部分は、運営責任者等が試験実施に際し、各段階で行う準備作業の詳細及び試験当日に行われる諸手続の詳細が記載されており、これを公にすることとなれば、運営責任者等がいかなる時間帯にどのような行動を行っているかその詳細が明らかとなり、さらには、各試験室における試験時間の管理方法の詳細、試験問題・答案等の授受方法やその管理方法の詳細、いかなる事態を想定して対応策を定めているか等が明らかとなる。となれば、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、運営責任者等の動静を把握してその隙に乗じたり、効果的に妨害行為を行って試験時間を混乱させたり、試験問題の奪取を図ったり、不正行為に及んだりするなど、試験妨害行為や不正行為を容易ならしめることとなる。

また、上記不開示部分を公にすることとなれば、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、運営責任者等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれもある。

したがって、文書1の本文の不開示部分は、司法試験の実施事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

ウ 文書2について

文書2は、各試験場で勤務する会場係員が行うべき事項について説明した実施要領であるが、その表紙、目次、及び、本文の不開示部分については、文書1と同様、これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、会場係員においてその対応に追われるなどすることにより試験の実施運営上の困難を生じるおそれがあり、試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

エ 文書3について

文書3は、各試験場の個々の試験室において、試験室の責任者として試験を監督する監督員、及び、監督員の指揮を受けて試験監督の補助を行う監督補助員（以下「監督員等」という。）が行う事項について説明した実施要領である。

(ア) 表紙について

上記(3)のイ(ア)記載と同様、文書3の表紙は、これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ、試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

(イ) 目次の不開示部分について

文書3の目次の不開示部分は、「対応詳細」という標題中の目次部分である。この点、「対応詳細」の本文中には試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領が記載されており、各特殊事態が発生した際、監督員等がいかなる対応を行うかについての詳細が記載されている。そして、文書3の目次の不開示部分には、「対応詳細」で想定している特殊事態の標目が記載されているところ、これを公にすることとなれば、いかなる特殊事態を想定して対応要領を定めているかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者がその間隙を突いて試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易になる。したがって、文書3の目次の不開示部分は、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

(ウ) 「試験事務室の要員について」「試験室における注意事項」「監督員等の業務について」の不開示部分について

文書3の「試験事務室の要員について」中の不開示部分は、「3運営組織図」の記載部分であるところ、これを公にすると、司法試験の運営組織体制全体が具体的に明らかとなるもので、試験妨害行為をもくろむ者においてより効果的な妨害行為を行うことが可能となる情報である。また、「試験室における注意事項」中の不開示部分は、監督員等が試験の実施や不正行為防止のために遵守すべき注意事項を記載しているところ、監督員等がどのような事項に留意して試験実施や不正行為防止に従事しているかが具体的に明らかとなる情報であり、これを公にすると、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者がその間隙を突いてかかる行為に及ぶことが容易となる情報である。そして、「監督員等の業務について」中の不開示部分は、監督員等の業務に関して、試験時間の管理方法、電子機器の取扱い、問題集等の配付方法、試験時間中の業務内容、試験時間後の業務内容、試験前日の業務内容について、特に注意すべき事項を詳細に記載している。これらの情報が公になれば、試験時間の確保、問題文等の管理、不正行為防止のために監督員等が行う業務、行動の詳細が明らかとなり、試験妨害行為をもくろむ者において効果的に妨害行為に及ぶことを容易にし、さらに、不正行為をもくろむ者において不正行為防止対策の間隙を突いて不正

行為に及ぶことを容易にすることとなる。また、この不開示部分が公になれば、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれがある。

すなわち、これら不開示部分は、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

(エ) 「日別実施要領」の不開示部分について

文書3の「日別実施要領」中の不開示部分は、監督員等が試験実施に際して、各段階で行う準備作業の詳細及び試験時間中に行う業務の詳細が記載されている。これを公にすることとなれば、各試験室における監督員等の適正な試験時間の確保のための対応方法や試験問題等の管理方法の詳細等が明らかとなり、さらに、試験時間中の不正受験を防止するための注意点等として事前に何が想定され、何が想定されていないかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、監督員等の対応状況や注意状況を事前に把握してその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となり、また、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより試験の実施運営上の困難を生じるおそれがあり、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号本文及び同号イに該当する。

(オ) 「平成27年司法試験受験対応Q & A」及び「対応詳細」の不開示部分について

文書3の「平成27年司法試験受験対応Q & A」及び「対応詳細」の不開示部分には、受験者からの要望・問合せへの対応要領や、試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領が記載されている。これを公にすることとなれば、監督員等における受験者への対応の詳細や特殊事態への対応の詳細等が明らかとなり、さらに、試験実施時に発生し得る事態として事前に何が想定され、何が想定されていないかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、監督員等の対応状況を事前に把握してその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となり、また、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応の齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより試験の実施運営上の困難を生じるおそれがあり、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、法

5条6号本文及び同号イに該当する。

オ 文書4について

文書4は、運営責任者、運営副責任者、試験実施員ら試験業務に従事する者が、試験業務を実施運営するに当たって必要となる資料、様式、受験実施状況の流れをまとめた資料集である。

(ア) 表紙について

上記(3)のイ(ア)記載と同様、文書4の表紙は、これを公にすることにより試験妨害行為や不正行為を容易ならしめ、試験実施事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

(イ) 目次の不開示部分について

文書4の目次の不開示部分は、「様式編」という標題中の目次部分である。この点、「様式編」の本文部分には試験業務を行う際の各種様式を記載しており、目次部分にはその標題が記載されているところ、監督員等が試験実施に際して行う準備作業の詳細及び試験時間中に行う業務を推知させるものである。これを公にすることとなれば、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が監督員等の動静を事前に推知しその状況を利用して試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易になる。したがって、文書4の目次の不開示部分は、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

(ウ) 「資料編」の不開示部分について

文書4の「資料編」本文の不開示部分は、各試験場の人員構成、問題文等印刷物等の搬出入時刻、配付物品一覧、関係者内で用いる略称一覧、試験地別問題集・答案・法文配付順、搬送用資材イメージ、試験室設営に関する注意事項、試験室別梱包数一覧表、仮受験票の書式、受験特別措置票（事後申出）の書式、試験室配付物品チェックリスト、試験時刻の管理に関する注意事項、ストップウォッチの操作方法、写真票の確認方法、答案構成用紙に関する注意事項、備品重要物品格納リストが記載されている。これらは、関係者以外には知り得ない情報であり、これを公にすることとなれば、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、各試験場の体制、問題文等の管理状況などの情報を入手することによって、試験妨害行為や不正行為を容易ならしめるものであり、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

(エ) 「様式編」の不開示部分について

文書4の「様式編」本文の不開示部分は、主に監督員、監督補助員等が試験時間の管理、答案回収後の整理・管理等で用いる各種文書の

様式であるが、これを公にすることとなれば、試験時間の管理、答案回収後の整理・管理等がどのような方法で行っているかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者にとっては、これらの情報を事前に入手することによって、試験妨害行為や不正行為を容易ならしめるものであり、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法5条6号本文及び同号イに該当する。

(オ) 「受験実施状況の流れ(概要)」の不開示部分について

文書4の「受験実施状況の流れ(概要)」の不開示部分は、時系列に沿って、運営責任者、運営副責任者、会場係員、監督員、監督補助員等、試験業務に従事する者の一連の業務課程が記載されており、これを公にすることとなれば、試験準備段階から試験終了後の解散まで各段階における試験実施担当者の動静が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者がその間隙を突いて試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易になる。また、上記不開示部分を公にすることとなれば、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応が齟齬しているなどという批判が多発して、試験業務に従事する者においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれがある。したがって、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であって、法5条6号本文及び同号イに該当する。

(4) 結論

以上のとおり、文書1ないし4の各不開示部分については、法5条6号本文及び同号イに該当する情報が記載されていることから、これらを不開示とした処分庁の決定は相当である。

2 補充理由説明書

(1) 以下の一部不開示とした部分について、その理由を補足する。

ア 文書1「2 運営組織図」

本運営組織図には、司法試験委員会が設置した総本部（以下「総本部」という。）の試験会場が記載されており、これを公にした場合、どの試験会場に総本部があるかが判明する。総本部の設置会場が明らかとなった場合、試験妨害や不正行為をもくろむ者に総本部が標的とされ、試験運営の疑義等に関する各試験会場からの報告、それに対する総本部からの指示が適切に伝わらなくなるなどの妨害を受けることで、試験運営上の重要決定事項に関する指揮系統が麻痺し、試験運営自体が成り立たなくなり試験実施に重大な支障が生じ、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号本文及び同号イに該当するため不開示とすることが相当である。

イ 文書3「3 運営組織図」

上記ア記載と同じ。

- (2) 別紙2に掲げる不開示部分については、法5条6号本文及び同号イに該当するため不開示としたところであるが、再度精査した結果、開示可能な情報と認められることから開示することとする

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年6月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月5日 | 審議 |
| ④ 同月11日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年10月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年11月8日 | 審議 |
| ⑦ 同月25日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑧ 同年12月9日 | 審議 |
| ⑨ 同月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成27年司法試験運営責任者注意事項」（文書1）、「平成27年司法試験事務室実施要領」（文書2）、「平成27年司法試験実施要領」（文書3）及び「平成27年司法試験実施要領【資料集】」（文書4）である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部が法5条6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、別紙2に掲げる部分については、開示するとしているが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性を検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 「平成27年司法試験運営責任者注意事項」（文書1）について

文書1は、平成27年度司法試験（以下「試験」ともいう。）各試験場に派遣される法務省責任者と法務省副責任者及び各試験場における試験実施業務の総括責任者である運営責任者と運営責任者を補佐する運営副責任者が行うべき事項について説明した実施要領であり、①表紙、②目次及び③本文で構成されている。

ア 表紙について

当審査会において文書1を見分したところ、標記の部分には、特に秘匿すべき情報の記載は認められないものの、他の文書の表紙と異なる特定の色彩の紙が使用され、印字されている文字等の配置、形状等にも一定の特徴があると認められる。

また、諮問庁の説明によれば、文書1の表紙については、使用者の特性を一見して特定できるように異なる色彩、形状としており、いわば身分証代わりとして用いられている意味合いのあるものであるとのことであり（文書2ないし文書4の表紙についても同じ。）、この点を覆すに足りる事情はない。

そうすると、標記の部分が公になった場合、同様の形状の表紙を用いた冊子を携行することによって試験実施業務の関係者になりすまることが可能となり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、試験場内で試験実施業務の関係者のみが立ち入ることのできる場所へ出入りすることが可能となるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 目次に係る不開示維持部分について

当審査会において文書1を見分したところ、標記の部分には、運営責任者等において各段階で行う準備作業の詳細及び試験当日に行われる諸手続の内容が、端的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、運営責任者等がどのような準備や行動を行っているかの概要や、あらかじめどのような事態を想定して対応策を定めているか等が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、運営責任者等の動静を把握してその隙に乗じることにより、これらの行為に及ぶことを容易ならしめるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 本文に係る不開示維持部分について

当審査会において文書1を見分したところ、本文に記載された内容については、次のとおり大別できる。

- ① 試験運営の事務分担及び運営組織図について
- ② 試験前日までの準備等

- ③ 当日（試験開始まで）の対応等
- ④ 当日（試験開始以降）の対応等
- ⑤ 不測の事態への対応等

(ア) 標記の部分のうち、運営組織図の総本部の設置場所が記載された部分については、これを公にした場合、試験妨害や不正行為をもくろむ者に総本部が標的とされ、試験運営の疑義等に関する各試験会場からの報告、それに対する総本部からの指示が適切に伝わらなくなるなどの妨害を受けることで、試験運営上の重要決定事項に関する指揮系統が麻痺し、試験運営自体が成り立たなくなり試験実施に重大な支障が生じるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

(イ) また、その余の部分には、運営責任者等が試験実施に際し、各段階で行う準備作業の詳細、試験当日に行われる諸手続の内容及び不測の事態への対応方針等が、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、運営責任者等がいかなる時間帯にどのような準備・行動を行っているかの詳細や、いかなる事態を想定して対応策を定めているか等が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、運営責任者等の動静を把握してその隙に乗じるなどして、試験妨害行為や不正行為に及ぶことを容易にらしめるおそれがある旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

(ウ) したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 「平成27年司法試験事務室実施要領」（文書2）について

文書2は、各試験場で勤務する会場係員が行うべき事項について説明した実施要領であり、①表紙、②目次及び③本文で構成されている。

ア 表紙について

当審査会において文書2を見分したところ、標記の部分は、文書1と同様に、その色彩や文字等の配置、形状等が一定の特徴を有するものであると認められる。

そうすると、標記の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 目次に係る不開示維持部分について

当審査会において文書2を見分したところ、標記の部分には、各試験会場で勤務する会場係員等において各段階で行う準備作業の詳細及び試験当日に行われる諸手続の内容が、端的に記載されていると認められる。

そうすると、標記の部分については、これを公にすると、会場係員等がどのような準備、行動を行っているかの概要や、あらかじめどのような事態を想定して対応策を定めているか等が明らかになると認められることから、上記（１）イと同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 本文に係る不開示維持部分について

当審査会において文書２を見分したところ、標記の部分には、会場係員等において試験前日の各段階で行う準備作業の詳細及び試験当日に行われる諸手続の内容等が、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、標記の部分については、これを公にすると、会場係員等がどのような準備、行動を行っているかの概要や、あらかじめどのような事態を想定して対応策を定めているか等が明らかになると認められる。

したがって、標記の部分については、上記（１）ウ（ウ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（３）「平成２７年司法試験実施要領」（文書３）について

文書３は、各試験場の個々の試験室において、試験室の責任者として試験を監督する監督員及び監督員の指揮を受けて試験監督の補助を行う監督補助員等が行う事項について説明した実施要領であり、①表紙、②目次、③試験事務室の要員について、④試験室における注意事項、⑤監督員等の業務について、⑥日別実施要領及び⑦平成２７年司法試験受験対応Ｑ＆Ａ及び対応詳細で構成されている。

ア 表紙について

当審査会において文書３を見分したところ、標記の部分は、文書１と同様に、その色彩や文字等の配置、形状等が一定の特徴を有するものであると認められる。

そうすると、標記の部分については、上記（１）アと同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 目次に係る不開示維持部分について

当審査会において文書３を見分したところ、標記の部分には、「対応詳細」という標題中の目次部分であり、試験実施時に発生することが想定される特殊事態が、端的に記載されていると認められる。

そうすると、標記の部分については、これを公にすると、運営責任者等がいかなる特殊事態を想定して対応要領を定めているかが明らか

かになり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、その間隙を突いて試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易になるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「試験事務室の要員」（1頁）に係る不開示維持部分について

当審査会において文書3を見分したところ、標記の部分は、試験の運営組織体制全体が記載された「運営組織図」のうち、総本部の設置された場所が記載された部分であり、上記（1）ウ（ア）の文書1の不開示維持部分と同一のものであると認められる。

したがって、標記の部分については、上記（1）ウ（ア）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 「試験室における注意事項」及び「監督員等の業務」（3頁ないし8頁）に係る不開示維持部分について

当審査会において文書3を見分したところ、標記の部分のうち、「試験室における注意事項」には、試験の監督員等が試験の実施や不正行為防止のために注意すべき事項が、また、「監督員等の業務」には、試験時間の管理方法、電子機器類の取扱い、問題集等の配付方法、試験前日・試験時間中・試験後の業務内容に係る特に注意すべき事項が、それぞれ具体的に記載されていると認められる。

そうすると、標記の部分については、これを公にすると、監督員等がどのような事項に留意して試験実施や不正行為防止に従事しているかや、試験時間の確保、問題文等の管理、不正行為防止のために監督員等が行う業務、行動の詳細が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、効果的に妨害行為に及ぶことを容易にし、さらに、不正行為をもくろむ者において不正行為防止対策の間隙を突いて不正行為に及ぶことを容易にすることや、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 「日別実施要領」（９頁ないし５０頁）に係る不開示維持部分について

当審査会において文書３を見分したところ、標記の部分には、日時別に監督員等が試験実施に際して、試験問題の管理方法を含む各段階で行う準備作業の詳細及び不正受験を防止するための注意点を含む試験時間中に行う業務が、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、各試験室における監督員等の適正な試験時間の確保のための対応方法や試験問題等の管理方法の詳細等が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、監督員等の対応状況や注意状況を事前に把握してその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となることや、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条６号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 「平成２７年司法試験受験対応Ｑ＆Ａ」及び「対応詳細」（５１頁ないし７０頁）に係る不開示維持部分について

当審査会において文書３を見分したところ、標記の部分には、受験者からの要望や問合せへの対応要領や、試験実施時に発生することが想定される特殊事態への対応要領が、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、監督員等における受験者への対応の詳細や特殊事態への対応の詳細等が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、監督員等の対応状況や注意状況を事前に把握してその状況を利用することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易となることや、微細な事項につき、要領の記載内容と実際の対応に齟齬があるなどという指摘が多発して、監督員等においてその対応に追われるなどすることにより、試験の実施運営上の困難を生じるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法５条６号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 「平成27年司法試験実施要領【資料集】」（文書4）に係る不開示維持部分について

文書4は、試験業務に従事する者が、試験業務を実施運営するに当たって必要となる資料、様式、受験実施状況の流れをまとめた資料集であり、①表紙、②目次、③資料編、④様式編、⑤受験参考資料（実施状況の流れ（概要））で構成されている。

ア 表紙について

当審査会において文書4を見分したところ、標記の部分は、文書1と同様に、その色彩や文字等の配置、形状等が一定の特徴を有するものであると認められる。

そうすると、標記の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 目次にかかる不開示維持部分について

当審査会において文書4を見分したところ、標記の部分には、運営責任者等が試験実施に際して行う準備作業、試験時間中及び試験終了後に行う業務や確認作業において作成又は使用する文書の様式名が、作業の流れに即する形で、端的に記載されていると認められる。

そうすると、標記の部分については、これを公にすると、会場係員等がいかなる時間帯にどのような準備や行動を行っているかの概要等が明らかになると認められることから、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 資料編（1頁ないし27頁）に係る不開示維持部分について

当審査会において文書4を見分したところ、標記の部分には、各試験場の人員構成、問題文等印刷物等の搬出入時刻、配付物品一覧、関係者内で用いる略称等、試験地別問題集・答案・法文配付順、搬送用資材イメージ、試験室設営に関する注意事項、試験室別梱包数一覧表、受験特別措置票（事後申出）の書式、試験室配付物品チェックリストの一部、試験時刻の管理に関する注意事項、ストップウォッチの操作方法、写真票の確認方法、答案構成用紙に関する注意事項、備品重要物品格納リスト等が、具体的に記載されていると認められる。

これらは、各試験場の体制、問題文の管理や試験時間の管理など試験事務に係る情報であるといえ、そうすると、これを公にすると、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、各試験場の体制、問題文等の管理状況などの情報を入手することによって、試験妨害行為や不正行為を容易ならしめる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 様式編（28頁ないし54頁）に係る不開示維持部分について

当審査会において文書4を見分したところ、標記の部分には、監督員が試験時間の管理、答案回収後の整理・管理等で用いる各種文書の様式が、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、試験時間の管理、答案回収後の整理・管理等がどのような方法で行われているかが明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、これらの情報を事前に入手することによって、試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易になるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 参考資料編（受験実施状況の流れ（概要））（55頁ないし58頁）に係る不開示維持部分について

当審査会において文書4を見分したところ、標記の部分には、日時ごとの、運営責任者等の試験業務に従事する者の一連の業務課程が、具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これを公にすると、試験準備段階から試験終了後の解散まで各段階における試験実施担当者の動静が明らかとなり、試験妨害行為や不正行為をもくろむ者が、その間隙を突いて試験妨害行為や不正行為に及ぶことが容易になるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の部分については、これを公にすると、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同

号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙 1 本件対象文書

文書 1 「平成 27 年司法試験運営責任者注意事項」

文書 2 「平成 27 年司法試験事務室実施要領」

文書 3 「平成 27 年司法試験実施要領」

文書 4 「平成 27 年司法試験実施要領【資料集】」

別紙2 補充理由説明書において諮問庁が新たに開示するとした部分

1 文書1について

- (1) 「2 運営組織図」中，上記第3の2(1)記載部分以外
- (2) 目次中，【その他の留意事項】1，4及び5の表題並びに別紙1ないし3の表題
- (3) 11頁中，1，4及び5の表題部分
- (4) 12頁別紙1の表題部分
- (5) 14頁別紙2の表題部分
- (6) 別紙2中，15頁の23行目以下の部分及び16頁
- (7) 17頁別紙3の表題部分

2 文書3について

- (1) 「3 運営組織図」中，上記第3の2(1)記載部分以外
- (2) 4頁2表題の一部不開示部分
- (3) 5頁26行目14文字目ないし20文字目の部分
- (4) 6頁4行目12文字目ないし20文字目の部分
- (5) 7頁34行目14文字目ないし22文字目の部分
- (6) 50頁「試験室配付物品チェックリスト」中，下4行を除く部分

3 文書4について

- (1) 目次の次頁，27頁の次頁(28頁の前頁)及び54頁の次頁(55頁の前頁)
- (2) 1頁ないし7頁に記載の試験地及び試験会場部分
- (3) 12頁資料9「仮受験票」の仮受験票部分
- (4) 14頁資料11「試験室配付物品チェックリスト」中，下4行を除く部分
- (5) 15頁資料12「試験物品配付・回収チェックリスト【例】」